

三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針(案)にか
 かるパブリックコメントの意見及び県の考え方について

対応について
 ①新方針に反映したもの
 ②すでに反映しているもの
 ③新方針への反映は難しいが、今後の検討課題や参考とするもの
 ④その他(質問、要望等、①～③に該当しないもの)

| 番号 | 項 | 項目 | 意見(要約) | 対応 | 意見に対する考え方 |
|----|----|----------------|---|----|--|
| 1 | 3 | 第1章第1 | 「青年等」という言葉が対象にしている年齢を教えてください。また、若者や青年という言葉を使うことで、対象を限定しすぎることにならないか。 | ④ | 本基本方針の策定根拠となっている農業基盤強化促進法施行規則に則り、原則18歳以上45歳未満を想定しております。 法に位置づけられた「青年等」に対する支援措置を活用するため、本基本方針では法に準拠して「青年等」という表現を用いております。 |
| 2 | 6 | 第1章第2 1 (1) | 「新たに農業経営を営もうとする青年等」という表現について、青年に限定せずに「創業予定者」としてはどうか。 | ④ | |
| 3 | 3 | 第1章第1 1 | 若者の就農だけでなく、高齢農家が所有する農地の集積や法人化、中高年の脱サラ就農等も対象に含める必要がある。 | ② | 本指針では、農業経営基盤強化促進法第5条第2項に基づき、青年等だけでなく、「効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標」や「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」などを定めるとともに、第1章 第1の1 農業経営体の確保・育成の中に「農業経営体に対し、法人化や経営の多角化、雇用力の強化など経営発展を促す」旨を記述しています。 |
| 4 | 6 | 第1章第2 | 「青年等が目標とすべき」という表現をしているが、年齢や世代に関わらず担い手育成に取り組む必要がある。 | ② | |
| 5 | 20 | 第1章第3 | 「効率的かつ安定的な農業経営を営む者等」という記述について、「効率的かつ安定的な農業経営体等」としてはどうか。 | ④ | 「効率的かつ安定的な農業経営を営む者等」という記述は、法に準拠した表現を用いております。 |
| 6 | 4 | 第1章第1 1 (1) | 女性農業者の農業経営改善計画の申請に係る記述が「共同申請」になっているが、「女性農業者による申請」とすべきであるほか、女性の活躍を促すことの記述を充実する必要がある。 | ① | ご意見を踏まえて、次のとおり修正します。 女性農業者を育成するため、家族経営協定の締結や集落営農への参画等により経営への参画を進めるほか、女性による起業や農業経営改善計画の策定及び実践を促進する。 |
| 7 | 4 | 第1章第1 1 (1) | 農福連携について、農業の労働者確保の取組として、農業経営の育成とは別の項目で整理してはどうか。 | ④ | 農福連携については、農業に従事する人材の確保のみならず、県内で46の福祉事業所が農業に参入するなど(令和元年度末時点、三重県調べ)、新たな農業経営の育成につながっていることから、多様な人材の活躍を促すための取組の一つとして、農業経営の育成に係る項目に記述しています。 |
| 8 | 4 | 第1章第1 1 (2) | 新規就農者について、自営就農者と法人就職者に関する記述が混在しており、整理すべきでないか。 | ① | ご意見を踏まえ、記述を修正します(修正箇所が多いため、本資料中への記載を省略しています)。 |
| 9 | 5 | 第1章第1 2 | 中山間地域における多様な担い手確保・育成について、さらに力を入れる必要がある。 | ② | 中山間地域等における農業の担い手確保・育成は重要と考えており、今後とも確保・育成に努めます。 |

| 番号 | 項 | 項目 | 意見(要約) | 対応 | 意見に対する考え方 |
|----|----|------------------|---|----|---|
| 10 | 10 | 第1章 2 1 (1) 才 | 茶園(成木園)の生産性は、機械化だけでなく、観光農園などの取組によって伸ばしていくこともできる。 | ① | 新規就農者については、茶樹を新植するのではなく、早期に収穫が行える園地を確保することが望ましい旨を記述しており、ご意見を踏まえて、次のアンダーラインのとおり修正します。 経営開始にあたっては、安定的な茶葉生産が可能な成木園で、かつ、機械化に対応できる優良な茶園の確保を基本とする。 |
| 11 | 21 | 第1章第4 2 ア | 児童・生徒に農業を職業の選択肢に入れてもらうことを目的とした学校教育との連携について、成果が得られるように見直す必要がある。 | ③ | ご意見について、県教育委員会担当課と共有させていただくとともに、より充実した取組となるよう努めていきます。 |
| 12 | 22 | 第1章第4 2 イ | 「信頼関係の構築への支援」が何を意味するのかが分かるよう、記述を見直してはどうか。 | ① | ご意見を踏まえて、次のアンダーラインの通り修正します。 就農の意思が明確になった者に対しては、栽培技術の習得、農地や住居の取得、地域社会や農作物産地部会への溶け込み等への支援を、就農サポートリーダーや関係機関が連携しながら進める。 |
| 13 | — | | 私は非農家ですが、住んでいる市では、農業用水の維持管理が厳しくなっているような話を聞きます。農業用地は利水・廃水(湧水、用水、ため池等や排水路)条件と一体でなければ、雨水のみ頼ることは事業的に不安定です。農地の集約とともにそれに付随する利水についても、県が責任をもって関係者との調整を図ることを明記すべきではないでしょうか。 | ① | 県では、農地の集積・集約化を進める上で、用水管理の省力化等につながる農業用水路のパイプライン化や、農業生産を支える農業用施設の長寿命化などを進めています。 ご意見を踏まえて、18項第1章 第2 2の(1)生産基盤の1段落目を、次のアンダーラインの通り修正します。 農業経営体の効率的かつ安定的な農業経営の実現に向け、生産の低コスト化や農業労働力の削減を目的とするほ場整備や用水路のパイプライン化、農道整備、農業生産を支える農業用施設の長寿命化などを進めるとともに、これらの施設の維持管理のための地域の話し合いや共同作業に対する支援に取り組む。 |
| 14 | — | | 労働力として、外国人労働者に頼る現実もあります。曖昧な「実習生」とか「研修生」でなく、日本の農業で働く外国人労働者の支援についても、記述すべきではないでしょうか。 一方、日本人の労働者でも、不安定雇用の問題が深刻です。積極的に従事者の確保の施策を掲げるべきではないでしょうか。例えば、労働者協同組合との連携も検討されてもよいと思います。 | ③ | 本方針は、農業経営基盤強化促進法に基づいて県が策定しているもので、同法第5条第2項に規定されている ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向 ・効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標 ・新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本指標 ・効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標等について記述しています。 ご意見により、本方針を直接的に修正する箇所はありませんが、農業従事者の高齢化や不足が指摘されている中、重要な視点であると考えますので、今後の施策展開にあたっての参考にさせていただきます。 |
| — | — | | 誤字・脱字の指摘(複数箇所) | ① | それぞれ、ご指摘のとおり修正しました。 |